

## 法制審議会答申の求める「被害者参加人」制度の創設等に反対する声明

- 1 法制審議会は、2007年2月7日、諮問第80号（刑事手続において犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備）について要綱（骨子）をとりまとめて法相に答申した。同要綱（骨子）は、①損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、②公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、③犯罪被害者等に関する情報の保護、④犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度に分けられている。これらの制度は、犯罪被害者等の権利保障を強め、その利益を保護する側面も見られるものの、刑事裁判制度の根幹を大きく変更させる内容であり、個々の制度については導入に反対せざるを得ないものも含まれている。
- 2 とりわけ、「④犯罪被害者等の刑事裁判への関与」については、犯罪被害者等に「被害者参加人」としての地位を認めることによって、刑事裁判の構造を変容させ、報復の連鎖を生むことにもつながる上、無罪推定の原則との抵触が避けられず、被告人の防御権や弁護権の保障を後退させるおそれがあることなどから、その導入に反対せざるを得ない。
- 3 刑事裁判は、刑罰権国家独占の原則のもとで訴追及び訴訟追行に責任を持つ検察官が、被告人に刑罰を科すことを求めて公訴を提起し、裁判官が事実を審理して、検察官の主張する事実が存するかどうか（有罪か否か）を判断し、有罪の場合にはどのような刑罰が適当かを判断する手続である。これに対し、弁護人は、被告人の防御権が適切に行使できるよう弁護し、もって、刑事裁判の手続が適正になされるよう監視する任務を負っている。このような構造を有する刑事裁判において、犯罪被害者等が「被害者参加人」として参加することになれば、被告人が犯罪被害者等に対し逆恨みや報復感情を抱くことになり、「報復の連鎖」を生み出すことになりかねない。また、これを回避しようとするれば、被告人として主張したいことを差し控えざるを得なくなると、検察官の主張を弾劾したり、適正手続を監視するといった刑事裁判の役割が後退することになってしまう。いずれにせよ、犯罪被害者等が直接刑事裁判に関与して訴訟行為を行うことは、刑事裁判の構造を大きく変容させるものといわなければならない。
- 4 さらに、犯罪被害者等は、被告人が加害者であるとの前提で、被告人質問や論告求刑などの訴訟活動を行うものであり、事実認定と量刑の手続が分離されてい

ない制度のもとでは、無罪推定の原則との抵触は避けられない。

情状証人への尋問については、その証言の証明力を争うために尋問を許可するとされている。しかし、被告人に有利な証言を弾劾する目的についてのみ犯罪被害者等の尋問を許可する理論的な相当性についても疑問がある上、証言義務を課せられた証人に対し犯罪被害者等が尋問をすることは、当該証人にとって相当な圧迫となって実際にも妥当性を欠く。こうした心理的圧迫を避けるため、被告人の親族や知人等が情状証人として出廷することを敬遠することにもなりかねず、犯罪被害回復や被告人の更生に務める人的資源を確保することが困難となる。

また、被告人質問については、意見陳述の必要のために許可されるが、なぜ犯罪被害者等の意見を陳述するために、被告人に直接質問をしなければならないのか制度の目的が不明確といわざるを得ない。

5 「③犯罪被害者等に関する情報の保護」についても、一定の犯罪類型だけでなく、「犯行の態様、被害の状況その他の事情により…被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれが認められる事件」という一般的・抽象的な要件で、被害者特定事項の公判廷での秘匿を認めている。しかし、これではきわめてあいまいな要件で、不当に拡大解釈され裁判の公開の原則が無意味となるおそれがある。また、検察官から弁護人に対する被害者特定事項の秘匿の要請についても、同様にあいまいな要件で認められてしまう問題がある上、証拠の信用性を検証することを不当に制約することにつながりかねず、被告人の防御権・弁護権を侵害する危険性がきわめて強い。したがって、これらの制度についても、要綱（骨子）の定める要件のままでは反対せざるを得ない。

6 法務省は、答申を受けて、今通常国会に、刑事訴訟法等の改正法案を提出する予定であるとされている。しかし、上記のとおり、刑事裁判の構造を大きく変容させる内容を含む要綱（骨子）を法案化することは妥当でない。多くのメディアが指摘するとおり、拙速に法制化を図るのでなく、慎重かつ冷静に、問題点を洗い出して議論を深めることを通じて、真に犯罪被害者の権利利益の保護に資する制度のあり方を検討することを求めるものである。

2007年2月28日

自由法曹団団長 松 井 繁 明